

2020年4月1日より愛媛県では**自転車損害保険等への加入が義務化**されました。誰にでも起きる「もしも」のために**保険等に加入**しましょう。



お問い合わせ先

愛媛県消防防災安全課
〒790-8570 愛媛県松山市一番町4丁目4-2
TEL.(089)912-2321

自転車運転者講習の流れ

14歳以上の者で、信号無視や一時不停止など、危険行為を3年以内に2回以上、摘発された自転車運転者

交通の危険を防止するため、都道府県公安委員会が自転車運転者に講習を受けるように命令

自転車運転者講習を受講

【講習時間】：3時間
【講習手数料】：6,000円

受講命令に従わない場合
5万円以下の罰金

意識しよう！シェア・ザ・ロード



県では、歩行者・自転車・自動車等が、お互いの立場を思いやる気持ちで道路を共有する「シェア・ザ・ロード」の精神を基本とし、自転車を安全かつ快適に、楽しく利用できる環境をつくるため、「愛媛県自転車の安全な利用の促進に関する条例」を制定、「シェア・ザ・ロード」の精神の普及・浸透と命を守る自転車ヘルメットの着用促進に取り組んでいます。



自転車は、
車道の左側
走行が原則

次の場合は、自転車は歩道を通行できる

- ①道路標識(右図)や道路標示により歩道を通行できる場合
- ②道路工事等の場合
- ③運転する者が、
 - ・13才未満の児童・幼児
 - ・70歳以上の高齢者
 - ・車道走行に支障がある身体障害者である場合



自転車通行可